

## こどもの森整備基本計画（令和6年度改定）



令和7（2025）年3月

練馬区

## 目次

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 1.  | 整備基本計画改定にあたって .....  | 1  |
| (1) | 改定の目的 .....          | 1  |
| (2) | 上位・関連計画との関係 .....    | 2  |
| (3) | 条例上の位置付け .....       | 2  |
| 2.  | 整備の考え方と方針 .....      | 3  |
| (1) | 整備コンセプト .....        | 3  |
| (2) | 整備テーマ .....          | 4  |
| (3) | 整備方針 .....           | 4  |
| (4) | 整備主体 .....           | 4  |
| (5) | 整備箇所 .....           | 5  |
| 3.  | 羽沢緑地の整備基本計画 .....    | 6  |
| (1) | 土地の取得状況 .....        | 6  |
| (2) | 次期拡張整備について .....     | 7  |
| (3) | 全体ゾーニング案 .....       | 8  |
| (4) | 次期拡張整備区域ゾーニング案 ..... | 10 |
| (5) | スケジュール .....         | 11 |
| 4.  | 管理運営の考え方 .....       | 12 |
| (1) | 管理・運営主体 .....        | 12 |
| (2) | 管理・運営方針 .....        | 12 |

## 1. 整備基本計画改定にあたって

### (1) 改定の目的

区内には、公園（都立、区立）、緑地、児童遊園、憩いの森、街かどの森など様々な施設があるが、子どもたちが自然の中で自由に遊べる空間はほとんどない。一方で、区内には農地・屋敷林・雑木林など「練馬の原風景」（注１）といえる場所が多く残っている。

練馬のみどりを継承し、将来にわたり保全していくためには、次代を担う子どもたちが地域のみどりに直接触れ、親しみ、自由な遊びを通じた「原体験」（注２）によって、その豊かさや価値を実感することが重要である。

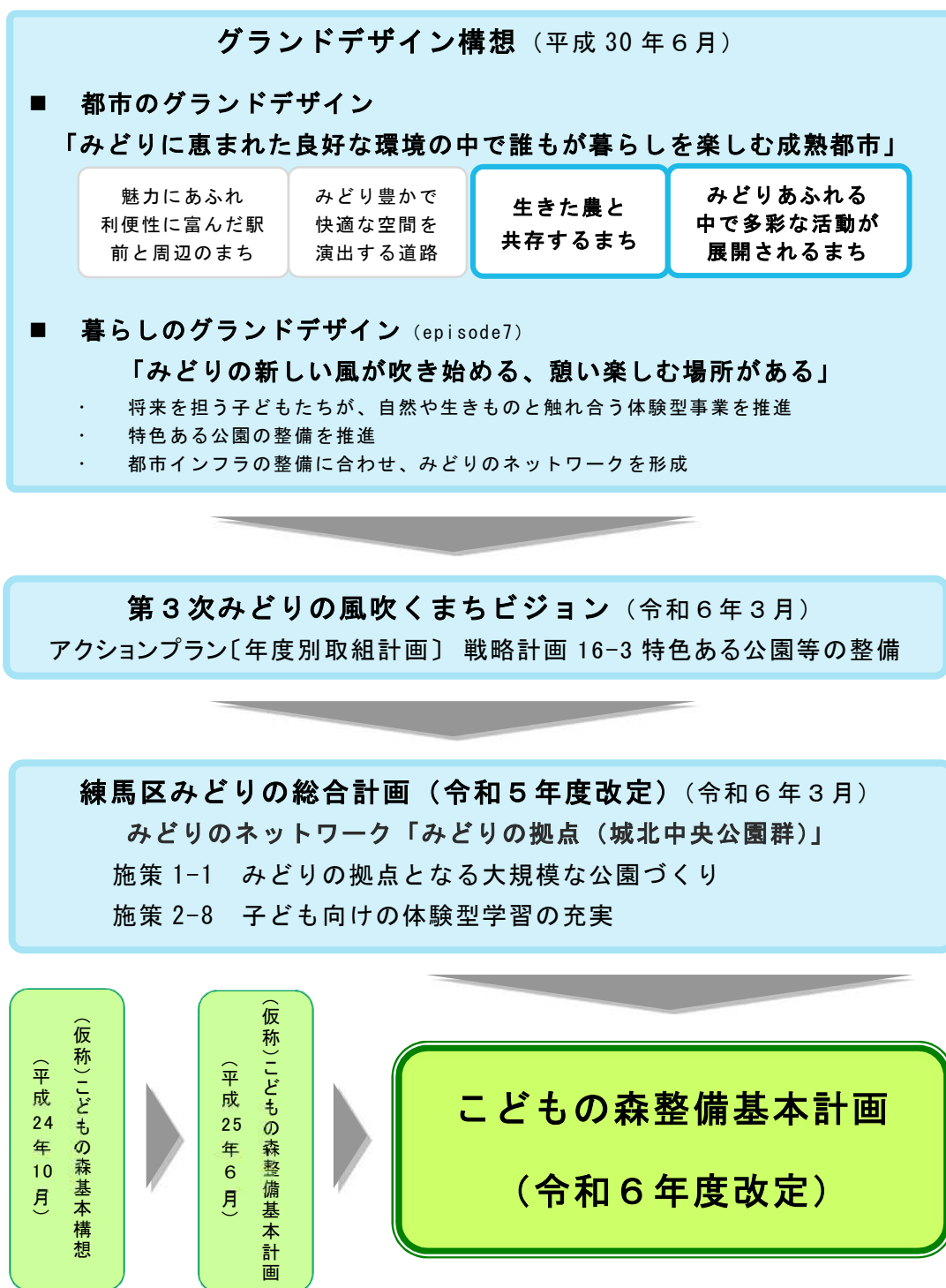
こうした現状認識と事業検討の背景を踏まえ、子どもたちが練馬のみどりの中で交流しながら楽しむ自然体験や自由遊びを通して、地域や環境への愛着を深めることにより、練馬のみどりの保全と創出に向けた意識を高めていくことを目的として、平成25年6月に「（仮称）こどもの森整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。平成27年4月には、練馬区立こどもの森緑地を東京都市計画緑地第78号羽沢緑地の一部に開園した。

今般、開園区域に隣接した用地の取得等の目途が立ったことから、「整備の考え方と方針」、「管理運営の考え方」は継承しつつ、羽沢緑地における次期拡張整備に向けて、基本計画を改定する。あわせて、時点修正やわかりやすい表現への修正を行う。

（注１） 練馬で昔から多く見られた農地、屋敷林、雑木林の風景を「練馬の原風景」と定義する。

（注２） 人間の形成にとって必要とする体験学習の一つで、人間の五感（視・聴・嗅・味・触）を使った初歩的な体験を示す。その他の学習体験としては、自然的体験、社会的体験、経済的体験、文化的体験がある。（出典：環境教育指導辞典、佐島群巳）

(2) 上位・関連計画との関係



(3) 条例上の位置付け

練馬区立こどもの森緑地は、都市公園法に基づいて設置する都市公園、かつ練馬区立都市公園条例上の都市公園である。ただし、一般的な公園とは異なることがあるため、維持および管理については練馬区立こどもの森緑地条例により定めている。

## 2. 整備の考え方と方針

### (1) 整備コンセプト

 子どもたちがみどりの中で  
自然体験や遊びを通して  
みどりの豊かさを実感する場



こどもの森は、練馬の原風景を活用して、自然体験や冒険遊びを通してみどりの豊かさを実感できる場を目指します。

こどもの森は、幼少期の子どもたちの原体験空間と位置づけ、環境保全の意識を高める場を目指します。



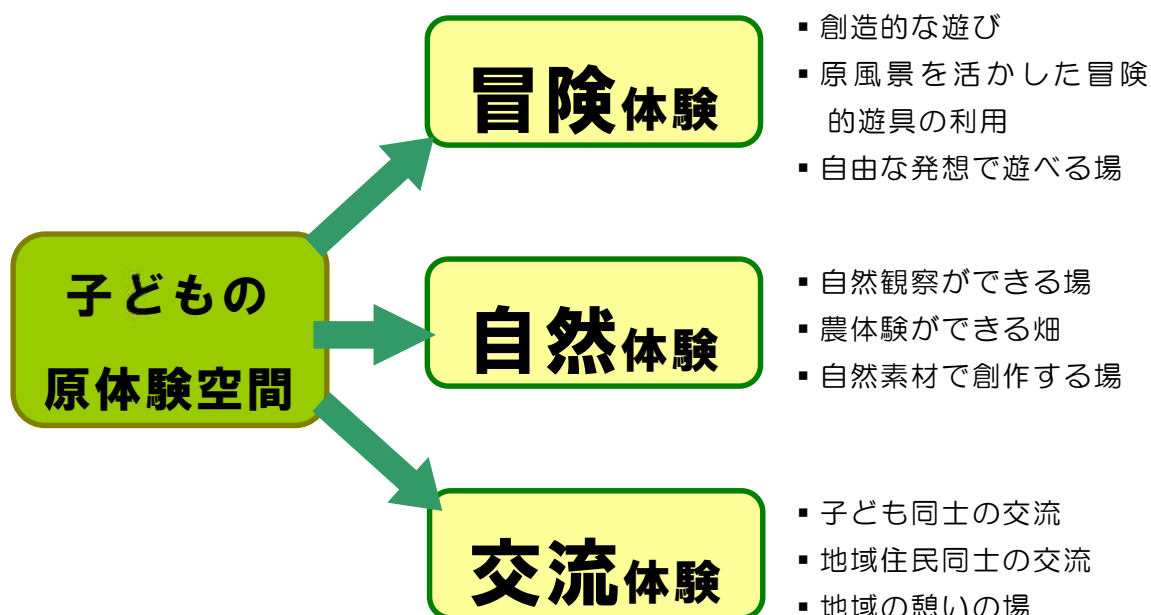
## (2) 整備テーマ

こどもの森は、練馬の原風景を活かし、子どもたちが自然と触れ合いながら遊びを発見し、遊びを通してみどりの大切さを学べるような整備を進める。

○都市公園ではなかなかできない冒険的な遊びの体験ができる場・機会の創出

○土、水、木、生きものなどの自然環境のなかで、五感を使った体験の場・機会の創出

○子どもたちと地域の大人たちの世代間交流の場・機会の創出



## (3) 整備方針

○こどもの森は、雑木林などのみどりの中に設置し、子どもが自由に遊べる空間とする。

○こどもの森では、子どもの自由な遊びの欲求に対応できる場として、自然を活用した遊びを子ども自身が見いだせるような工夫をする。

○こどもの森で提供する遊具は遊びのきっかけをつくる最小限のものとし、子どもと一緒に地域の有志・団体や見守り人も遊びの創造をする場である。

○子どもが、自然を活用した自由な遊びへ無理なく誘われるよう、ツリーハウスなどのシンボリックな施設を設置する。

○子どもと一緒に来園した保護者や地域の人々が、子どもを見守りつつ憩える居場所を設置する。

○駐車場については、施設管理用のほか来場者用として、一定台数分を設置する。

## (4) 整備主体

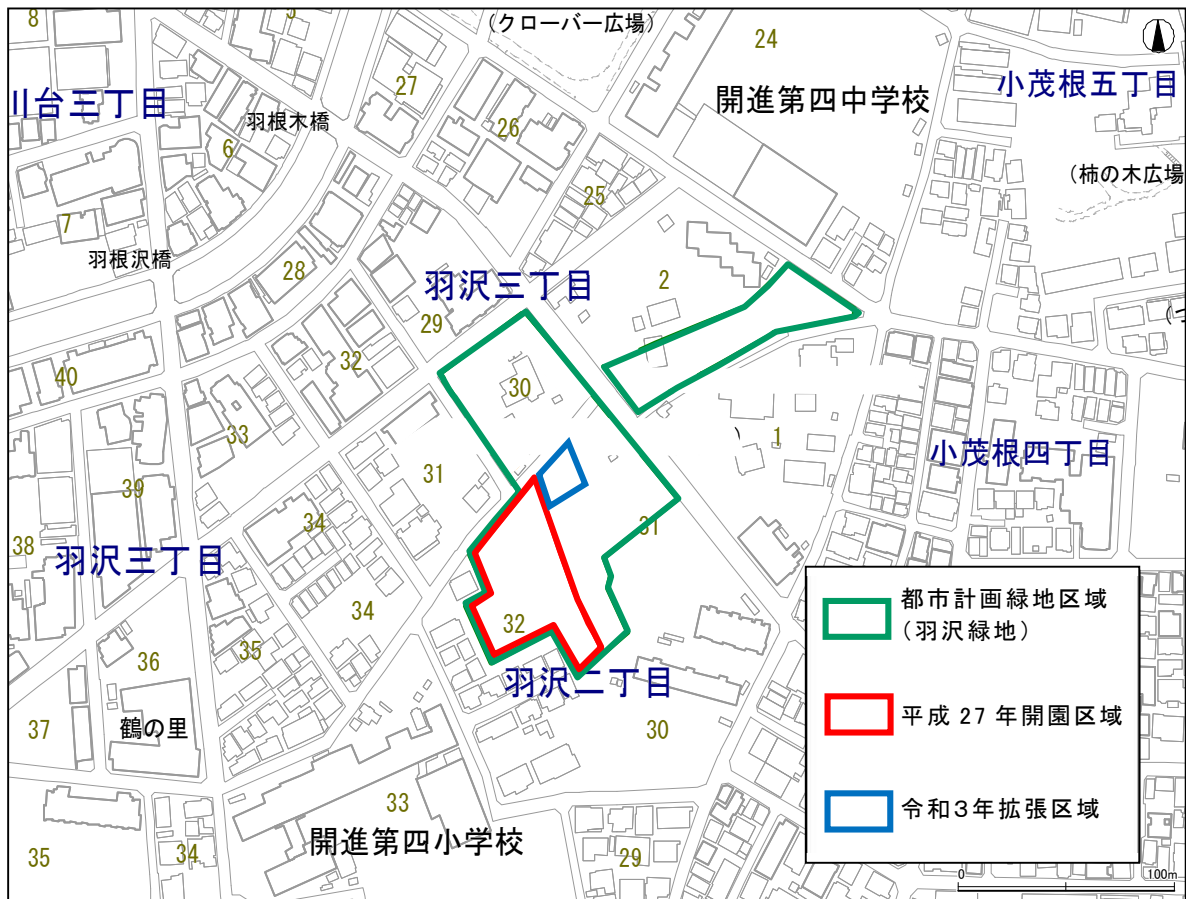
こどもの森の整備については、「(仮称)こどもの森基本構想」に定める、整備に関する基本的な考え方を踏まえ、区が行う。

## (5) 整備箇所

平成 25 年 6 月、「(仮称) こどもの森」の整備地は、地域の協力を得られることや樹林やキウイ畑を活用した特色ある遊び場とすることができることから、「羽沢緑地予定地」としたところである。

都市計画緑地区域全体の整備計画は、「3. 羽沢緑地の整備基本計画」(p. 6～p. 11)による。

なお、こどもの森の今後の整備については、羽沢緑地における整備の進捗状況、および区内の都市公園の設置状況を踏まえ、検討する。



### 3. 羽沢緑地の整備基本計画

#### (1) 土地の取得状況

現在の土地の取得状況は以下のとおりで、①～④を次期拡張整備区域とする。  
都市計画区域内の未開園区域については、用地の取得状況に応じて順次整備を検討する。



|                                                                                     |                 |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|
|  | 開園区域            | 3,663㎡ |
|  | ①～③ 先行取得地・取得予定地 | 4,124㎡ |
|                                                                                     | ④ 生産緑地借用予定地     | 666㎡   |
|  | 未開園区域           |        |
|  | 都市計画羽沢緑地        | 約1.3ha |
|  | 次期拡張整備区域        | 4,790㎡ |



## (2) 次期拡張整備について

整備コンセプト「子どもたちがみどりの中で自然体験や遊びを通してみどりの豊かさを実感する場」（p. 3）の充実を図る。

### 子どもたちがみどりの中で 自然体験や遊びを通して みどりの豊かさを実感する場の充実

冒険遊び場としての  
機能充実

自然体験機会の創出

地域の人が集い  
交流する場の創出

#### 冒険遊び場としての機能充実

##### Point 「みんなで作るツリーハウス」の整備

- ・ 多彩な遊びにチャレンジできる冒険性
- ・ 子どもが自らの力で秘密基地などの創意工夫できる創造性
- ・ 多様な年代に愛され、地域の顔となるシンボル性

#### 自然体験機会の創出

##### Point 自然体験ゾーンの整備

- ・ 羽根木憩いの森の豊かな樹林の保全
- ・ 生きもの観察や自然体験プログラムなどの実施

##### Point こどもり農園の移転・拡張

- ・ 既存農地を活用したこどもり農園の移転・拡張
- ・ 農体験のさらなる充実

#### 地域の人が集い交流する場の創出

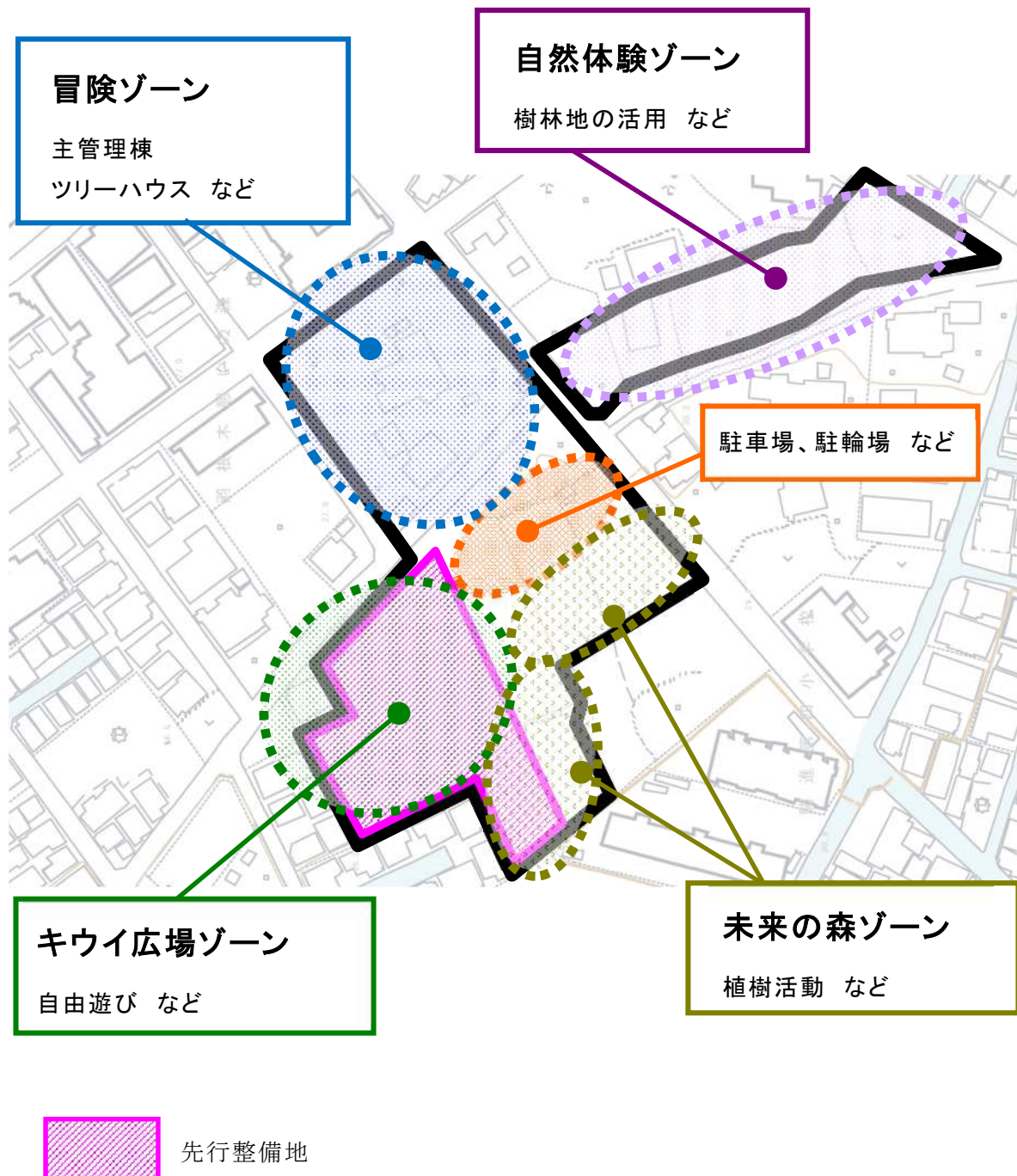
##### Point 主管理棟の整備

- ・ 地域の人が集える屋根付交流広場を整備
- ・ 収穫物の調理や木工工作などの体験の充実

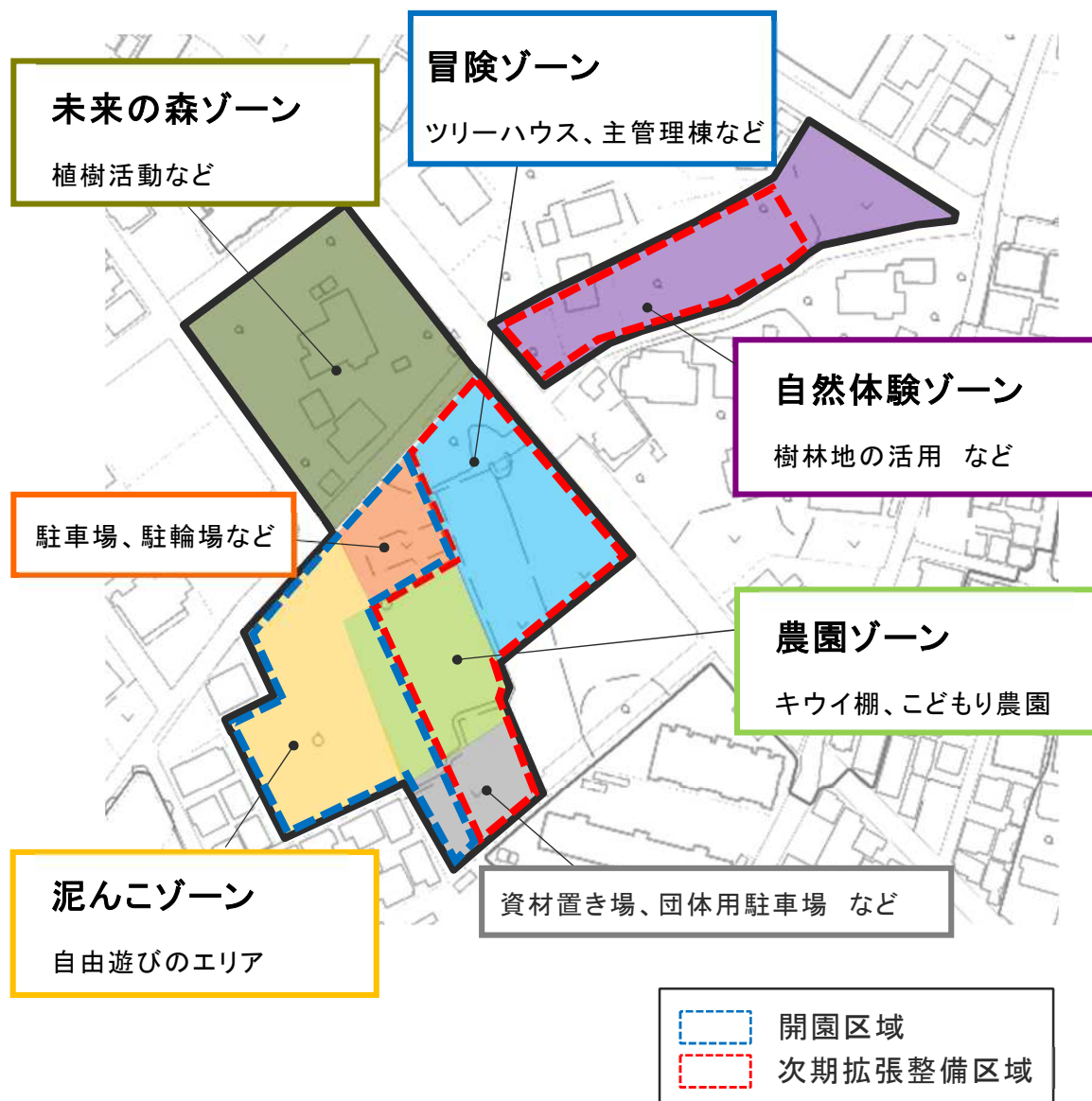
### (3) 全体ゾーニング案

ツリーハウスの早期実現や現在の利用状況を鑑み、全体ゾーニングを変更する。

#### ●全体ゾーニング案（平成 25 年 6 月基本計画策定時）



## ●新たな全体ゾーニング案



### 【ゾーニングの変更内容】

- 「冒険ゾーン」と「未来の森ゾーン」の区域を変更

次期拡張整備区域内にツリーハウスに適した樹木があることを考慮し、その区域を「冒険ゾーン」とし、「未来の森ゾーン」は、「冒険ゾーン」を予定していた区域に変更する。

- 「農園ゾーン」を新設

既存農地を活用し、農体験のさらなる充実を図るため、「未来の森ゾーン」の一部とキウイ棚を「農園ゾーン」として新たに位置づける。

- 「キウイ広場ゾーン」の一部を「泥んこゾーン」に変更

「キウイ広場ゾーン」のうち、キウイ棚を除いた部分を自由遊びのエリアとして「泥んこゾーン」に変更する。

#### (4) 次期拡張整備区域ゾーニング案

次期拡張整備区域は、下図のように計画する。



(5) スケジュール

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 令和6年度   | ツリーハウス体験会の実施、整備基本計画改定 |
| 令和7年度   | 用地取得、設計               |
| 令和8年度   | 設計                    |
| 令和9年度以降 | 設計、整備、オープン            |



## 4. 管理運営の考え方

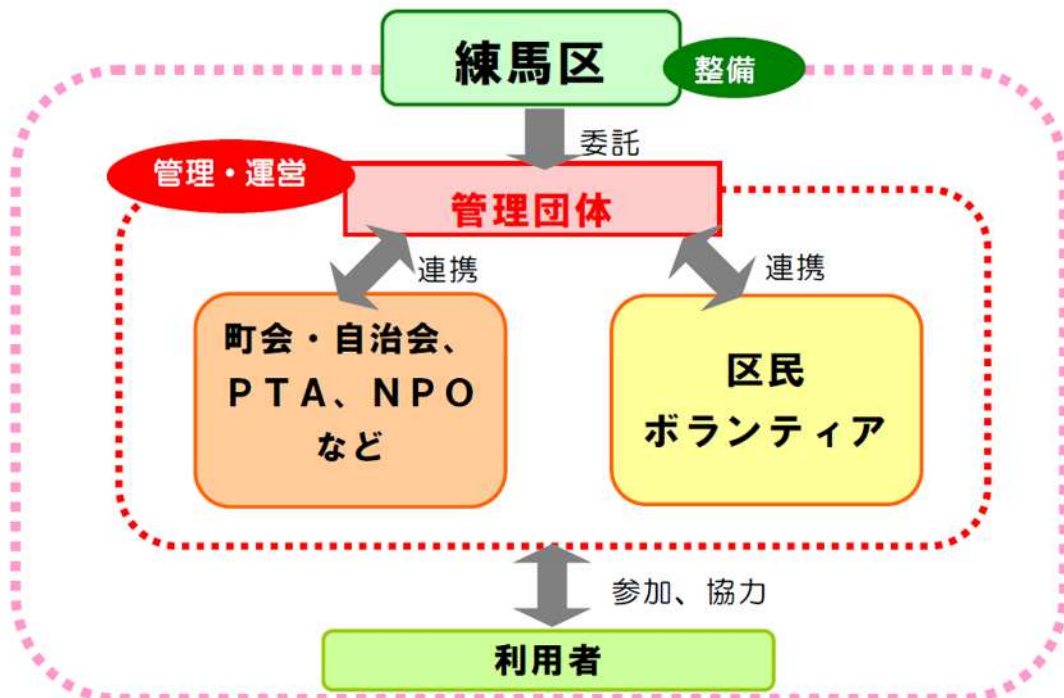
### (1) 管理・運営主体

管理・運営に関しては、区から委託された、総合的な力量を有する適切な管理・運営団体を中心に、町会・自治会、PTA、NPO、区民ボランティアなどと協力しながら実施する。

### (2) 管理・運営方針

こどもの森は、整備後は開放するだけの都市公園と異なり、開園後も大人の見守りの目があって初めて成り立つものであり、管理・運営のあり方が重要である。

- 管理・運営に関しては、区から委託された、総合的な力量を有する適切な管理団体を中心に、町会・自治会、PTA、NPO、活動団体、区民ボランティアなどが、必要に応じて運営のために団体を組織し、一定の責任をもって実施する。
- 管理・運営の内容としては、整備施設や緑地（農地含む）の維持管理、見守り人の人材確保、イベントやプログラムの企画・運営、関係団体間の調整、利用者の安全管理などがある。
- 町会・自治会、PTA、NPO、活動団体などの複数の団体のノウハウや知識を活用する。



こどもの森における管理・運営体制イメージ図



## こどもの森整備基本計画（令和 6 年度改定）

令和 7 年（2025 年）3 月

編集・発行 練馬区環境部みどり推進課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

〔電 話〕 03-5984-1664

〔F A X〕 03-5984-1227

〔e-mail〕 [midorisuisin07@city.nerima.tokyo.jp](mailto:midorisuisin07@city.nerima.tokyo.jp)